

所得の振替防止法理・ 果実発生源泉木の法理について

小川正雄*

目次

はじめに

第1章 所得の帰属と所得の振替との関係

第2章 所得分割を防止するその他の司法法理

おわりに

はじめに

本来は納税者自身に自己が稼得した所得は帰属すべきであるが、その者が自己の所得に課税される所得税の負担の全部または一部を回避するために他の者にその所得を振り替えて、その者にその所得を帰属させることにより、納税者自身の税負担の軽減を実現すること、すなわち租税を回避することを所得の振替という。したがって税法上通常のものと考えられている法形式（取引形式）を納税者が選択せず、これとは異なる法形式を選択することによって通常の法形式を選択した場合と基本的には同一の経済的効果ないし法的効果を達成しながら、通常の法形式に結びつけられている租税上の負担を軽減または排除する形をとる、すなわち課税要件の充足を避けることによる租税負担の不当な軽減または排除をいう租税回避とはその内容を異にする。

ここでは、所得の帰属（および費用の帰属）ルール及び高所得階層から低所得階層に所得を振り替える装置・スキルを取り扱うが、わが国では、

* おがわ・まさお 愛知学院大学法学部教授

課税単位（最判（大）昭36年9月6日民集15巻8号2047頁，訟務月報（以下，訟月と略）7巻11号229頁，税務訴訟資料（以下，税資と略）35号682頁），夫婦財産契約と所得の帰属（東京地判昭63年5月16日，判例時報（以下，判時と略）1281号87頁，税資164号353頁），所得税法56条の適用範囲（弁護士夫婦事件）（最判平16年11月2日，判時1883号43頁），課税物件の帰属（親子歯科医師事件）（東京高判平3年6月6日，訟月38巻5号878頁，税資183号864頁），組合員が組合から受ける給与（りんご生産組合事件）（最判平13年7月13日，訟月48巻7号1831頁，判時1763号195頁，判例タイムズ1073号139頁）等の事件を通じて，課税物件とその帰属を巡る問題として論じられてきた¹⁾。

アメリカ個人所得税においては，信託その他による贈与は所得振替を達成する唯一ではないが通常用いられる手段であり，それ以外にも所得の帰属（Income Attribution）についていえば，財産からの所得（Income from Property），役務からの所得（Income from Services），真の所得者の判定（Who is the Earner?），所得を生み出す財産の真の所有者の判定（Who is the Real Owner of Income-Producing Property?）；所得分割の方法についていえば，非信託留保復帰権の移転（Nontrust Retained-Reversion Transfers），発生したが未払所得受領権の非信託による贈与（Nontrust Gifts of Accrued but Unpaid Income Rights），費用の帰属と項目別所得控除の帰属（Attribution of Deductions）；所得の振替による非信託戦略（Nontrust Strategies for Shifting Income）についていえば，未成年者への所得を生み出す財産の贈与：子供税（Gifts of Income-Producing Property to Minors; The Kiddie Tax），低利貸付贈与（Below-Market Gifts Loans），給与の報奨金（Paying Salary to the Natural Object of One's Bounty）；サービス業を営んでいる事業体の持分の贈与（Gifts of Interests in Entities Carrying on a Services Business）についていえば，家族パートナーシップ（Family Partnerships），家族S法人（Family Subchapter S Corporations），家族C法人（Family C Corporations）；信託を通した所得分割（Income

Shifting through Trusts) についていえば, 会計実体としての信託 (The Trust as an Accounting Entity), J 信託 (Subchapter J Trusts), 譲与者信託 (Grantor Trusts), 受益者所有信託 (Beneficiary-Own Trusts), 家族所得税計画における信託の使用 (Use of Trusts in Family Income Tax Planning); および遺産の所得課税と生存者への権利の帰属権すなわち生存者財産権 (Income Taxation of Estates and Survivorship Rights) についていえば, 発生したが未払の所得権の死亡時の移転 (Transfers at Death of Accrued but Unpaid Income Rights), 遺産の所得課税 (Income Taxation of Estates) が, 所得の振替の装置・スキルとして, その検討の対象とされている²⁾。

アメリカでの上記検討の対象のうち, ここでは内国歳入庁法典に上記の対応規定が定められる以前に, 裁判所がどのような基準に基づいて果実発生源泉木(はく)法理を創出し, かつ成長させて, 納税者の所得の振替の装置・スキルに対処したかを概観するものである。

- 1) 高橋祐介「組合課税——『簡素・柔軟・公平』な組合課税の立法提案」租税法研究30号28頁, 高橋祐介「民法上の組合の稼得した所得の課税に関する基礎的考察——課税時期, 所得種類, 帰属を中心に」税法学543号83頁, 増井良啓「組合損益の出資者への帰属」税務事例研究49号47頁, 田中治「親族が事業から受ける対価」税務事例研究77号25頁, 金子宏「課税単位及び譲渡所得の研究」(1996, 有斐閣) 1頁, 村井正「課税単位論」金子宏編著『21世紀を支える税制の論理(2)所得税の理論と課題』(1996, 税務経理協会) 63頁を参照。
- 2) cf. Jseph M. Dodge, J. Clifton Fleming, Jr. Robert J. Peroni “Federal Income: Doctrine, Structure, and Policy” 2011, LexisNexis, 377-408.

第1章 所得の帰属と所得の振替との関係

「所得の帰属」という用語は, いかなる所得がいずれの納税者に「帰属するか」という問題を処理するルールに関係するものである。各種の費用(所得控除)も同様の帰属の問題を提示している。各個人は個別の納税者

であり、このことは未成年者及びその他の被扶養者に対して等しく当てはまることである。たとえば配偶者は個別の納税者でもあるが、しかしながら、夫婦が共同申告書（a joint return）でもって申告を行うとすれば、一方の配偶者から他方の配偶者に対して所得を振り替えることは論理的に矛盾していることになる。事実、共同申告書でもって申告することは、配偶者間で所得分割（income-splitting）を自動的に達成していることになる³⁾。租税における別居手当（alimony）は別の「法律上の」所得振替の装置である。扶養者の扶養は、被扶養者の人的控除を被扶養者の扶養控除を請求する者に振り替えるという究極の効果を有している。

夫婦間の所得の帰属の重要な諸原則は、最高裁判所が比較的早期に展開していた。夫と妻は1948年以前には共同申告書を申告できない個別の納税者であったが、共同申告書による申告と同一の租税上の効果を達成することができる仕組みについての裁判所の対応理論をここでは述べる。

1. 所得発生前の所得の分割

財産からの所得は財産の所有者に課税されると常に理解されているが、共有財産（community property）のように2人以上の所有者が存在する場合には、当該財産からの所得は所有者の各所有持分に応じて各所有者に帰属させられる。しかし役務からの所得については、その振替を行うことができる要素を内包しているので、ここではどのような内包要素を有しているかをみることにする。

連邦所得税で最も引用された判例の1つである次に提示した判例（LUCAS v. EARL 281 U.S. 111 (1930)）は、役務からの所得の課税を扱っている。

【事実の概要】

1901年に締結された契約によれば、アールと彼の妻は、2人のいずれかの財産は今日以降2人の婚姻期間中に収入金額（給与、報酬その他を含む）あるいはその他の収入金額、または2人がもしくは2人のいずれかが

贈与、遺贈、または遺産、およびすべての受取金 (proceeds)、土地からの収益 (issues)、ならびにいずれかの財産およびすべてのこのような財産の収益を受領するいかなる財産も、生存者財産権 (right of survivorship) を有する共同権利者 (joint tenants) として、我々二人によって管理、処分されるものであり、かつ受領され、保有され、そして責任を負うべきである、とする協定案に合意した。

【法廷意見】

ホームズ判事は当事件で次のように述べている。

「アールが1920年及び1921年に稼得した給与および弁護士報酬のすべてに課税されるか、それとも彼の妻との契約に基づいてその2分の1のみに課税されるべきであるかどうか、という問題である。

契約内容をみるに、当契約の有効性については何らの疑問もないが、1918年の歳入法はあらゆる個人の純所得に課税するとしている。大変安易な議論は、当制定法は収益を目的として受領した所得のみに課税することを目的としていることに照らせば、協定事項は給与および報酬はアールが受領したときに直ちにアールとその妻の共同財産になるということを定めている。我々は後者の契約内容の妥当性について当然に躊躇するかもしれない、なぜならばいかにその協定事項が夫婦の間の問題であろうとも、夫は稼得した給与と報酬が契約によって、契約に対して唯一の当事者であり、かつ契約条項の施行の最後の段階は彼以外の者によって行われることができる、と言い切ることには無理があると言わざるを得ないからである。しかしこの事件は細かく区別だてされた協定事項を個別に判断されるべきではない。それは課税条項の趣旨および合理的な解釈次第で決まる。制定法は、給与を稼得した者に課税しうることおよびその課税は給与を稼得した者において別の者に対して等しく付与することから支払われた場合に当該給与への課税に先手を打つため、いかなる技巧を尽くして工夫された課税される前の協定及び契約によって回避され得ない旨を規定している。それが我々に提示された制定法の趣旨と我々には思えるし、我々は、

いかなる区別も、果実の付替はその果実が成長した木から別の木に帰属させる協定に導く動機に従って行われえないと考える。」という果実発生源泉木の法理（Rule of The Tree is also tranfered along with The Fruits）を明確に打ち出した。

【評 価】

Earl 事件は三つの問題提起をしている。第一は、役務からの所得はその稼得者に課税される（income from services is taxed to the earner thereof）という原則から乖離した所得の発生前に事前にその所得を分割するという協定を締結したことにあり、その協定内容が、(1) 租税法の規定内容が明確でない場合であっても、(2) 民法の分野である契約法のうちきわめて希な細分化された契約内容に対しても適合する租税法解釈ではなく、租税負担の水平的公平を維持しようように租税法は合理的な結論に至るように解釈されるべきであり、このような分割を認めることは、(3) 累進税率構造を根底から浸食することにつながり、したがって(4) 本来の稼得者に帰属すべきであるとする解釈は十分に法的根拠があるだけでなく、財産（ここで述べている財産は人間資本（human capital）を意味する）からの所得に適う帰属原則を類推することによって合理性が維持されるべきである、とする租税法の観点からみれば、不透明であるという点である。

第二は、租税を回避する動機の存否は一般的に所得分割の問題との関連でいえば、無関係である（the presence or absence of tax-avoidance motive generally is irrelevant in connection with assignment-of-income questions）ということである。Earl 事件では、その当時連邦所得税は存在せず、かつそれ以前の租税法は合憲ではないと判示されていたゆえに、その契約が締結されたとしても所得税の回避の動機は存在しえなかったといえることである。

第三は、アールが、自己のために収受の意思を持って（beneficially）所得を享受する者に所得が課税される（income is taxed to the person who

beneficially enjoyed it), という原理を無視していることである。この原理に従えば, 事実上, 裁判所は自己のための享受 (beneficial enjoyment) が配分される方法, すなわち夫婦の場合においては不可能な作業を決定しなければならなくなし, この原理が意味する論理は, 必然的に扶助されている子供や贈与された者に課税しなければならなくなるからである。

2. 処分権限基準

Poe v. Seabor (282 U.S. 101 (1930), Earl 事件の数ヶ月後のほとんど同一の内容である事件) では, 連邦最高裁は, 「この事件は夫婦共有財産制 (community property)⁴⁾ での処分権限の範囲では夫が稼得した個人の役務による所得は最終的には夫に2分の1および妻に2分の1課税されることになる」, と判示した。

【評 価】

この事件では, 裁判所は, 州法の下で夫は夫婦共有の代理人として賃金を稼得したという主張を支持して, この論理の困難性を巧妙に処理したといえるが, 表面上この結論はEarlの事件に真向から反対したものである。それは, 夫婦共有制はそれ自体個別の課税実体ではないにもかかわらず, 州法の下で夫婦の持ち分に従って, 共有所得は共有の各構成員に50%ずつ配分されることに従い, その場合に夫が夫婦共有制 (marital community) によって所有した財産を管理する唯一の権限を有していたにもかかわらず, 夫は代理人としてその所得を分割したからである。

事業および投資実態は代理人の事業活動および意思決定を通してのみ活動しうるから, 代理人の役務の提供によって当該実体にもたらした所得はその実体に帰属するものである。仮にその実体が所得税の課税目的に適うパートナーシップ, もしくはSコーポレーションとして取り扱われるならば, その実体の所得はその場合には持ち分所有者 (パートナー, 株式の保有者若しくは類似した者) に再帰属されることになる。たとえばパートナーシップが稼得した所得が信託に支払われた場合には, その信託はパー

トナーシップの持ち分に応じて各パートナーの所得に算入されうるという奇妙な結果になることである⁵⁾。

3. 所得創出財産（基本財産）の所有者の判定基準

Blair および Clifford の事件について説明する前に、信託所得が通常課税される仕組みの細部を理解しなければ、その全体像を把握することができないと思われるので、ここで若干その説明をしておく。

内国歳入法典は、（非公益の）信託は所得税を課税される納税者である、と規定していた。信託の課税対象となる所得は個人に対するその所得と同様に一般的に算定される。信託の基礎となる贈与（gift in trust⁶⁾、遺贈⁷⁾、若しくは生命保険の掛け金の信託（life insurance trust⁸⁾）による収入は信託の粗所得（gross income）から控除される。信託所得課税の最も重要で顕著な原則は、受益者に対する分配額がその年の信託の純所得を限度として受益者に対する粗所得である、ことである。同時に、分配額を受益者によって算入される限度まで分配額が信託から控除できることである。このようにその信託は控除ができる分配額以上の信託の純所得の超過額に対してのみ課税されることになる。これらの規則が互いに協調することによって、規則は信託から生じた所得が信託と受益者の両方に課税されないことを保証している。その年の信託の純所得を超える受益者への分配額が信託財産（（corpus）の基本財産（principal））として取り扱われることになり、その分配額は受益者に対しては算入されない。

これに関する分配額と信託財産を取り扱った Blair v. Comm'r (300 U.S. 5 (1937)) 事件をここで紹介する。

【事実の概要】

祖父のプレアーは信託所得が生涯にわたって息子のエドワード（Edward）に支払われることを定めた信託を設定した。エドワードは自己の信託所得の利子の端数部分を彼の子供たちに贈与した結果、息子たちはエドワードの生存期間中に信託の規約の下で所得とみなされたものを現実

に受領することになる。エドワードの贈与が所得税の課税の対象になると評価されれば、その分配金は、所得税法に照らせば、所得税の課税方式にそくして計算されたところから従って信託の純所得の限度まで被分与者に算入され、その信託が控除されることになる。

しかし内国歳入庁は、この分割は信託所得をエドワードから彼の子供たちに変更しているために無効である、すなわちその理論はエドワードが、財産の利子を回避するためのものとして、単に将来の所得それ自体を分割するものである、と主張した。

内国歳入庁のこの立場を無視して、最高裁は次のように判示した (300 U.S. at 333-34)。

【判 旨】

財産の純所得に対して原告の生涯にわたってその者に権利を付与された信託を創設する遺言は信託に該当する。彼は信託財産に対して衡平法上の権利の所有者となった。その権利の効力によって、彼は信託を執行し、信託の不履行が禁止され、さらにそれが履行されない場合に救済を求めるための権利が付与されたことになる。この権利は譲渡に対して法的に有効な制限がされていない場合にはどのような譲渡も可能である。当裁判所は、その分割は有効であること、その譲受人はそれによって信託の生み出す所得に対して特定の受益権の所有者になること、およびその設定に基づいた所定の権利に関して係争課税年度に課税されるのは信託であって原告ではない。

【評 価】

Blair 事件についてのこの判旨は、その判断の合理的根拠は贈与者が一定の変動しない財産の権利を移転したことに限定していることである。しかしエドワードが当初から所得を受領する権利を有していたに過ぎないことから、エドワードの贈与は生涯にわたる彼の所得を受領する権利のうち端数持分であったことおよび彼はこれらの贈与に何らの権利も留保していなかった、ことが重要であり、したがってこの事件は、基本財産（果実を

産み出す木）復帰権（reversion）⁹⁾を留保している期間に財産に対する報酬受領持分の所有者が所得を受領する権利（fruits）の贈与を行ったその後の事件とは区別すべき点である。

次に述べる Clifford 事件（HELVERING v. CLIFFORD (309 U.S. (1940))）は、被信託者を自己にした¹⁰⁾生存者信託（inter vivos trust）¹¹⁾の譲与者（grantor、たとえば生存者信託への財産の設定者）が信託所得を信託、またはその受益者に変更することが法律問題として認められるかどうか争点となったものである。この事案は現行法の税率表の解釈に影響を与えたものである。すなわち信託またその受益者へ課税された所得は譲与者へ適用される限界所得税率段階よりもおそらく低くなるであろう限界所得税率段階における利益を享受することになるであろうということの意味するならば、信託課税所得に適用されうる I.R.C. §1(e) の税率表は I.R.C. §1(d) の税率表と本質的に同一であるかという点に関してである。

【事実の概要】

1934年に、原告は彼が所有する特定の有価証券の受託者を自己に設定した。その信託の存続期間に、彼は自己の絶対的な裁量において決定しうるのであるところから従って、その純所得の全部またはその一部を彼の妻に支払い続けることであった。この信託期間は5年であった。信託の終了において、全信託財産は原告に移転できるものであったが、全（蓄積された）所得は妻が絶対的に所有する財産としてみなされるものとされた。受託者としての原告は、株式の議決権を行使する権利、信託資産の与信に基づく売却または借り入れをする権利、および信託資産を事実上何ものにも投資する権利を付与された種々の執行・管理権をも有していた。免責条項は、受託者として彼自身の故意の計画された義務の不履行が誘因とされるものを除いてすべての損失から彼を保護することを内容とするものであった。

彼が安全と経済的自立を妻に与えることを意図した信託およびその他の贈与によるところに従い、信託の租税効果が原告によって考えられたが、その効果は信託を設定するための彼の決定内容に含まれた唯一の考慮事項で

はなかったことである。

【判 旨】

1934年にかけて、信託からのすべての所得が妻に配分された。内国歳入庁は信託からの所得は彼に課税されるべきであると判断した。I.R.C. §61の全ての規律内容及ぶ範囲は連邦議会の目的は連邦議会の課税権の全規準を限定された範囲内で行使することを命じている。独創的な天才が課税からの逃避として組み立てるところの技術的な考慮事項、信託法または財産移転証書 (conveyances) の緻密さもしくは法的な妻の特有調度品 (paraphernalia)¹²⁾ でもってその基本となる問題を曖昧にすべきではない。

この問題は、信託設定後に譲与者が、制定法の枠組みの下で、基本財産の所有者として、依然として取り扱われるべきかどうかにかかっている。制定法または規則によって補充されるべき正確な指針が存在していないことは、その問題に対する解答は、信託という用語の分析と信託の創設と運用に付随するすべての環境にかかっている。そして譲与者が受託者であり、受益者が家族の構成員である場合には、信託法の下では有効であるが、所得税法の目的に照らせば、未だ決定的でない企図によって、1つの経済的単位が2つ以上に増やされるであろうことが実際にないようにするため、信託の協定内容に対して特別な精査が必要である。

本事件の場合に、信託が創設された後に原告が基本財産の所有者であることを終了したことを我々は法の問題として結論づけることができない。むしろ信託の短期の設定期間、すなわち妻が受益者であったこと、および被告が基本財産に対して支配権を保持していたという事実は、原告が所得税の目的のために所有者であり続けていたという結論に至らざるを得ない。

夫の支配・管理に関する限り、その信託は何らの実質的かつ質的な変化をもたらさなかったことは明らかである。実質的に夫の信託の基本財産への支配権は、すべての本質的な要素は彼が信託を設定した前後と何ら変化

がないことである。夫が保持した広い権限は、個人として夫が保持した支配権のほとんどを自己のすべての実際上の執行目的を内容とするものであった。例外事項、すなわち信託期間を通じて他の者に信託の基本財産を贈与するためのおよび自己に貸付を設定するための権限の不存在があった、と我々は考える。しかし投資への支配権が存在している限り、彼の支配権を弱めることは、無意味で重要でないようにみえる。このような支配権がいずれかの信託の受託者が行使する支配の形態であるというならば、その解答は簡単である。我々は、可能な限り親族内に所得の暫定的な再配分を行うであろうことである。

所得が家族内に留まっている、および夫が投資に対して支配権を保持しているならば、むしろ夫は、その信託は彼の経済的地位に何らの実質的な変化を及ぼしていないという完全なる保証を未だに有しているといえる。信託設定期間および家族の親等の近似性の結果として、夫は、彼が信託設定以前にその財産に有していたすべての権利についてすべてを享受するという主体を保持しているので、この信託が執行された以後に夫が以前と比べて経済的に弱くなったと感じた、と想像することは難しい。世帯主が通常必要と考えられる費用を超える所得を有している場合に、信託財産が産み出した所得が家族間に留保されている限り、その所得の一部がたとえ他者を経由しているとしても、（所得税に関することを除けば）夫にとってはその地位は何ら以前と変わらないものであるからである。

この事件における論点は、我々がすでに述べた内容のすべての考慮事項および状況は所有・支配権の帰属に関連していること以外に何らの決定的な事実は存在していないことである¹³⁾。

【評 価】

Clifford 事件は生存者信託の譲与者に対する信託所得の帰属の分野において制定法が制定されたが、この事件は、未だに、非信託財産に対する所有者の課税問題を検討する際に、その有用性を有している。

なぜならばこの事件は、租税法でよく引用される二つの限界事例を含ん

でいるからである。一つは、関連当事者間の取引は当事者の実体を確定するために厳密に精査されなければならないことである。

もう一つは、連邦議会が議会の課税権を完全に行使する場合、すなわちその制定した制定法上の解釈の限界に関してである。すべての制定法には多くの例外事項が含まれているので、明らかに、これを文字通りに受け取ることにはできないが、一方で、議会は、¹⁴⁾ 配分の問題に関係しない間接税を課する権限に基づいて、所得税法の下でもそれを所得でないと判断して、所得とされるであろう課税物件に間接税を課することができる。

この限界事例を租税法の領域で寄与させるように目論見られた趣旨は、I.R.C. §61 に規定された粗所得の一連の項目（報酬、利子配当等）が現物の収入金額に算入するためおよび非課税項目の解釈・執行上の技術事由に基づく口実を排除するために広く解釈されるべきことにあった。これらの限界事例が混乱を広げたため、最高裁判所で法廷意見として Clifford の事件を使用することが1960年代以降少なくなった。

- 3) 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』（1996年、有斐閣）「所得税における課税単位の研究」の稿、特に7-12頁、「ポーリス・ビトカーの課税単位論」の稿、特に49-88頁参照。
- 4) 夫婦が婚姻中に取得した財産は、特有財産 (separate property) とされるものを除き共有財産とされる制度、またはその対象となる財産。この制度は、一時は連邦租税法との関係で「二分二乗」的取扱いを受ける利点があったため他の州でも採用されたことがあるが、現在は 8 州（アリゾナ、カリフォルニア、アイダオ、ルイジアナ、ネヴァダ、ニューメキシコ、テキサス、ワシントンで、実質的に夫婦共有財産制度 (community property system) を採用した統一夫婦財産法 (Uniform Marital Property Act) を採択したウィスコンシン州をいれれば 9 州およびプエルト・ルコで採用されている。
- 5) see, U.S. v. Bayse, 411 U.S. 940 (1973)。
- 6) 信託付贈とは、信託を設定するために、信託財産 (trust property) をコモン・ロー上の権限を無償で受託者に移転することをいう。なお、コモン・ロー上の権原 (legal title) とは、コモン・ロー上認めれる財産の所有権で、エクイティ上の権原 (equitable title) と異なり、善意かつ有償の第三者にも対抗できる権原である。
- 7) 遺贈とは、人的財産 (personal property) を遺言によって贈与することという。なお、人的財産とは、人的訴訟によって救済を受ける動産を意味する。
- 8) 生命保険信託とは、保険契約者である信託設定者が生命保険債権を信託会社に信託し、信託会社を保険金受取人に指定して、被保険者の死亡または満期の場合に、信託会社が保

險金を信託財産として受け入れ、かつ信託条項に従って受益者のために管理・運用する信託をいう。

- 9) 復帰権とは、不動産権 (Estate) の権利者が、自己の有するそれよりも小さい不動産権を他者に移転した場合に、権利者に残る不動産権のことを言う。復帰権は、設定された権利に解除条件や解除権が付された場合に残る復帰可能権 (possibility of reverter)、終了権 (power of termination) とは区別され、確定的権利 (vested interest) である。したがって永久拘束禁止法則 (rule against perpetuities、一定の期間以上ある財産権の帰属を不確定のままにしておくことを禁止する法則、すなわち権利者が確定すること、または条件を成就することが確実である将来権以外は、設定当初から無効であるという法則) の適用を受けないので、譲渡も可能であり、第三者に譲渡されても復帰権としての法的性質は何ら変化しない。
- 10) 生存者間の贈与で、贈与者の生存中にその効力が発生する贈与すなわち確定的に権利移転の効力が発生する贈与である。
- 11) みなし自益信託 (grantor trust) は、譲与者信託とも呼ばれ、信託設定者 (settler) が信託財産 (trust property) の元本、収益またはその双方について、所得税法上当該財産およびその収益の所有者とみなすことができるほどに支配権を留保している信託で、その信託収益は、それを受領する受益者 (beneficiary) ではなく設定者の所得として課税される (I. R. C. §§671-77)。
- 12) 妻の特有調度品とは、地位と生活習慣にふさわしい妻の衣服、宝石等の動産で、モン・ロー上妻が無能力時代にその管理権は夫にあったが、遺言による処分権は妻に認められた。
- 13) この判決理由には、何が所有性を留保しているかに関して一線を画することは連邦議会の権限に属している、という理由で二人の裁判官 (Roberts および McReynolds) が反対した。
- 14) 1798年から第6次修正憲法に至る1813年から1815年にかけて不動産および奴隷に対する租税が直接税であるということで、連邦議会は各州の人口調査で確定した人口に基づいて各州にこの租税を配分したが、直接税の意義が不明確であった。その意義を問う事件が Hylton v. U.S. ((3 Dall) (171) (1796)) である。そこでは馬車税が直接税か間接税かが争われたが、連邦最高裁判所としての統一意見を示しておらず、その意味において連邦議会がその立法裁量によって、間接税もしくは直接税の課税対象である課税物件を決定しうる、という立場が踏襲されている。

第2章 所得分割を防止するその他の司法法理

ここでは、非信託の関連において企図された所得の分割に関係する司法上の発展した法理について述べることにする。

1. 非信託の留保された復帰権の移転

Clifford 事件の直後の事案が Helvering v. Horst 事件 (311 U.S. 112 (1940)) である。

【事実の概要】

利付債 (coupon bond)¹⁵⁾ を保有していた父は利付債の権利を留保していたが、その利付債の満期直前に資金調達のためにその利子がついた利付債を彼の息子に移転した。納税者である父は、利子所得の権利を表象している利付債は Blair 事件の下では財産であり、利付債受贈者の収入はそれ自体 I.R.C. §112 の下で完全な課税に該当する贈与である、したがって利付債の利子は財産の贈与から所得として受領された場合に受贈者である息子に課税されるべきである、と主張した。しかし、最高裁は、利子の現金による息子の実際の収入は彼の父からの贈与として I.R.C. §102(a) により息子との所得から除外されうるが、父に息子が回収した利子が課税されうる、と判示した。

【評 価】

信託から生じる所得の受益者は信託元本から生じる利子を有しているが、その所得は信託元本の利子とは区別されているように、債権の利付はその債券から切り離された独立した法的実体を有しているため、最高裁は果実と木の喩えを引用していないことである。Horst 事件の判断規準は Clifford 事件に一旦立ち返りその時の判断基準に従って、先に述べた Earl 事件を再解釈しているように思える。それは判決に散見している意見に読むことができる。すなわち所得の処分権は所得の所有権を有していることと同義である。その所得の支払を他の手段で調達するためにその権利を行使することは、その権利を行使する者がその所得を実現しかつ享受していることになる。分割者が役務を装うことは手段であり、その手段によってその所得がその受贈者およびその者が行った分割に効力を持たせるようにしたその受贈者によって管理・支配されることが認識されるゆえに、Earl 事件のように、その分割を行うに先立って役務を装うことを

行った場合に、この命題を適用することは難しい。

しかし判断の合理的根拠が管理・支配に置かれているならば、最高裁は同時期の先に判決を下した Clifford 事件を引用したかどうかは判然としませんが、Horst 事件と Clifford 事件の事実は共通する大きな論点、すなわち分割された所得の権利を導く復帰権の留保 (retention of a reversion) を有していた、ことが一層問題を複雑にしているように思われる。Horst 事件の場合には、満期時に債権の元本にその権利を表象している債権それ自身および贈与された利付債が現金で償還された後に満期になる利付債券によって、この復帰権は成立していたことである。

基本財産と復帰権の分割・移転の判断基準を示めしたのが Harison v. Schaffner 事件 (312 U.S. 579 (1941)) である。

Horst 事件後の Harison v. Schaffner 事件では、次のように判示している。

すなわち「信託所得の受益者は、次年度の信託所得から支払われる確定した金額のみを贈与によって分割受領した。ここでは受贈者は基本財産それ自体に復帰権を留保していないので、これらの事実は Horst 事件からは区別されうる。しかしながら当裁判所は、この協定内容は Blair 事件よりも Earl 事件に近似している、と認識する。当事件における贈与者は将来にわたって支払われる金額が分割された (carved out) 支払いが行なわれている所得の利子も含めて継続して所有していた。贈与者は所得の特定の支払いとは異なる財産における何ら実体的な利子でないものを切り離していた」と認識した (312 U.S. at 583)。

その認識に基づいて「贈与者が保有した多額の利子を分割した (carved out) 一時的な (temporal) 利子の贈与による分割は所得分割の効力がない¹⁶⁾。」と、判示した。

基本財産と復帰権の分割・移転の有効性に関する判断基準ではないが分割期間に関して、Galt v. Comm'r 事件 (F. 2d 41 (7th Cir. 1954), cert. denied, 348 U.S. 951 (1955)) では、最高裁は20年間の贈与による財産の所

有者の分割は所得税の目的に照らして効力を有していないと認定して、その分割が短期間であるとか長期間であるかということは重要でない、と判示した。

【評 価】

これらの事件は、留保された復帰権を伴う一時的な利子の分割贈与が無効である理由を説明していないが、租税法と他の法分野との関係で類似点がある、特に賃貸借契約に関する類似点である。財産の賃貸者は所得税法の目的に照らして完全な所有者として取り扱われる。

賃貸借契約へ関わることは契約期間にその財産に生じる利子の売買としては処理されない。賃貸料は真正な果実として扱われない。したがって賃貸人による復帰権の保留は、財産（源泉木）の完全な所有権を示しているといえる。

しかし復帰権の保有者をその財産の完全な所有者として取り扱うことにすれば、租税法の観点から見れば、問題を簡明にすることになる。しかしこの単一の所有者基準（single owner）による分析は、一時的な分割取引（temporal-carve-out transactions）を処理する唯一の可能な方法ではない。すなわち債権の利札がその債権から取り除き別のものとするを規律している I.R.C. §1286 によって代替的な分析方法が例示されているし、利札の所有者はその債権の所有者とは別の者である。基本的に利付（所得）の利子は、時の経過とともに価値を高めていく債権資産（bond asset）から分離している消耗（wasting, depreciable）資産として扱われている¹⁷⁾。I.R.C. §1286 が債権の利付の贈与に適用されるならば、その場合には利付額の一部は受贈者に課税される。

ただしこの分析方法は算術を必要とし、その計算はすべての将来の支払額の価額とその発生・帰属時期の認識にかかっているといえる。したがってこの分析方法は年度帰属にかかる確定期間の債務債務残高に対してのみ有用であるということになるであろう。

2. 発生したが未払所得に対する権利の非信託贈与

これに関する Horst 事件の判断基準を示した事件は *Helvering v. Eubank* (311 U.S. 122 (1940)) である。

【事実の概要】

以前に顧客に売却した保険契約を顧客が更新した場合に、納税者は自己が受領する権限を付与された更新手数料に対する受領権を贈与によって分割した。彼はその分割以前にその手数料の受領権を完全に取得していた。すでに取得した手数料の受領権はその財産についての利子であるので、この権利を所有していることによって受領者が受領した金額は、その受領権が完全に移転している限り、受贈者に課税されるべきであるかどうか争点になった。

【判 旨】

Horst 事件それ自体は *Earl* 事件に依拠しつつ、役務からの所得の分割を論じている *Earl* 事件よりもむしろ、留保された財産に基づいて受領されるべき将来の所得の分割を論じている Horst 事件に依拠すべきであると判示した。

【評 価】

この事件は、役務が実行された後に役務からの所得の贈与を行うことによって、6頁の評価の箇所ですべて *Earl* 事件の問題点を回避することができる法形式を排除しているにすぎないようにみえるであろうが、所得分割の中心をなしている分離の法則 (a separate rule) を表象している、すなわち役務からの所得または財産からの所得を問わず、取得したが未払いの所得（真正な果実 (ripened fruit)）は、たとえその果実を産み出した木がその果実とともに移転されたとしても、その所得への課税を変更することは無効である、とすることが素直な見方であると思われる。

このように分割贈与取引 (carve-out gift transactions) に関して言えば、*Eubank* 事件が問題提起したものに類似している法理は、発生した所得の権利が贈与によって移転した権利から売買されて移転した場合に適用され

るようになった。なお発生したが未払の通常所得に帰属する権利の処分にかかる利得を規定する I.R.C. §1001 は、資本利得ではなく通常の利得¹⁸⁾であるということである。

- 15) ターボン (利札) とは、証書の一部で、切り取って交付することにより財の給付を受けることができるものをさす。利札を切り取って債務者に交付することによって利息の支払いを受けることができ、債権の利札は、一定の日に一定額の支払いを約束する書面による契約であって、流通性があり、証書本体の債権とは別個独立の債権である。
- 16) 同様の事実である他の事件では、最高裁は、いかなる基本の分割 (basis offset) も認められないし、かつキャピタル・ゲインとして処理することは否認されるために、分割された所得の権利を内容とする売買は基本財産の一部の売買ではない、と判示した。
- 17) それ以外の事件では、Salvatore v. Comm' r, 434 F 2d 600 (2d Cir. 1970) : 贈与者がすでに財産の売買の交渉をしていた場合に、子供たちに贈与した財産の売却の利得は贈与者に課税される ; Austin v. Comm' r, 161 F. 2d 666 (6th Cir. 1947) : 発生したが未払の利子の贈与は利子所得を受贈者に転換したので無効である ; Smith v. Comm' r, 292 F2d 478 (3d Cir. 1961) : 事前に公表された配当に先立って贈与された株式の配当は贈与者に課税される、とそれぞれ判示した。
- 18) I.R.C. §1221(a)(4) は、当該納税者が行う役務の提供または棚卸資産の販売から発生する未収金をキャピタル・ゲインとして取り扱っていない。たとえば、未収の利子付利札の譲渡に関しては、U.S. v. Midland-Ross Corp., 381 U.S. 54 (1965) ; 共同請負からの売上金の未配分利益の譲渡に関しては、Ayrton Metal Co. v. Comm' r, 299 F. 2d 741 (2d Cir. 1962) を参照。

おわりに

果実をその果実が成長した木から別の木に付替えて別の木に果実を帰属させる協定事項を企図する動機によって、その果実が当初から別の木のもとで成長し、収穫したかのように事実を創出することは、本来の稼得者が所得を稼得する以前から、すなわちその所得の発生する前からその所得が発生する源泉を他者に付け替えるは、当時の連邦個人所得税にそのような行為を否認する規定が存在していなかったとしても、所得を発生させる源泉を有している者が納税者になり、その者に課税するという原則を逸脱することになる。

役務からの所得または財産からの所得を問わず，取得した未払いの所得（真正なる果実）は，たとえ当該果実を産み出した木がその果実とともに他者に移転されたとしても，その果実たる所得への課税を移転先の他の納税者に変更することはできない。すなわち基本財産の分割は認められないし，その分割対象財産をキャピタル・ゲインとみなすこともできないので，分割された所得の権利を内容とする売買は基本財産の一部の売買ではないことになる。

以上のことからいえることは，所得の分割を巡る限界事例に対しては関連当事者間の取引は当事者の実体を確定する厳密な精査が必要であるということである。